

宮崎県大規模小売店舗立地審議会次第

日 時 令和2年7月17日(金)
午前10時から審議終了まで
場 所 県庁7号館744号室

1 開 会

2 委員紹介

3 挨拶

4 議 事

(1) 会長の互選

(2) 会長職務代理者の指名

(3) 審議事項 (仮称)宮崎駅西口開発の新設に係る届出について

5 その他

6 閉 会

令和2年度 第2回 宮崎県大規模小売店舗立地審議会

日 時 令和2年7月17日(金)
午前10時から午前11時15分まで

出 席 金谷委員、黒木委員、嶋本委員、
関戸委員、小島委員、高橋委員、
相馬委員

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 挨拶
- 4 議 事

- (1)会長の互選
- (2)会長職務代理者の指名
- (3)審議事項

● (仮称) 宮崎駅西口開発の新設に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明(事務局)
- ② 地元説明会の状況(事務局)
- ③ 宮崎市からの意見説明(事務局)
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告(事務局)
- ⑤ 質疑及び審議

金谷会長 事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。

黒木委員 騒音予測の評価結果において駐車場棟の南側f地点で基準値を超過している。対策として、駐車場の壁を通常より高くしているとのことであったが、その対策による効果を測定していれば教えてほしい。また、駐車場にグレーチングがあるのか、ある場合には騒音対策が図られているのかについてもご説明いただきたい。

事務局 駐車場の壁を通常より高くしている効果について、どのくらい減音するかなどは求めているため、分からない。
グレーチングの有無については、確認できていない。(後ほど追加で説明)グレーチングは一部あるが、しっかり固定することで騒音が生じないように対策していくということであった。

相馬委員 駐輪場が駅前棟から離れた位置にある。宮崎駅の駐輪場の方が距離的には近いが非常にとめにくい。現在でも駅前には違法駐輪が多いため、今後、駐輪区画の見直しの検討をする機会があれば、見直すというのではないか。

事務局 違法駐輪対策については、宮崎市及び道路保全課からも指摘を受け、設置者へ留意事項として通知することとしている。また、これまでの設置者との協議の中で駅前棟に駐輪場を確保できないかについて確認してきたが、建物の配置の関係上難しいという報告を受けている。届出書記載のとおり、設置者としては、駅前棟における駐輪場への案内看板の設置、整理員による見回りという対策を図っていくこととしているが、今後の状況に応じて適切な対策を図っていくよう設置者に働きかけていく。

相馬委員 B駐車場からの出庫について、B駐車場から南側に出庫すると、市道との交差点に信号機がないため現在でも混雑する。B駐車場から保健所側に出庫誘導してもらえば混雑を軽減できると思う。

事務局 提携駐車場であるB駐車場については駐車場の管理者が設置者とは別である。今回の届出とは別個の独立した民間駐車場であるため、出庫誘導のあり方にどこまで関与できるかという部分はあるが、審議会における意見として、設置者へ伝えさせていただく。

嶋本委員 提携駐車場確保などの対策を図られたことは良かったと感じる。ただ、歩行者の安全確保について、来店車両による注意は十分図られるべきであり、具体的には、来店経路において市道高千穂広島4号線上で歩行者が中心に通行するアーケードを通過することになるが、車両が速度を落とさなければ危ない。現地視察の際、この箇所は一旦停止となっていたと思うが、一旦停止を徹底させる必要がある。

事務局 宮崎市からも指摘を受けており、委員のご指摘の点については、留意事項として設置者に通知することとしている。設置者として管理できる安全対策を行うよう働きかける。

小島委員 自動二輪車については、駐車場棟に駐輪することになるのか。

事務局 設置者からは、駅前棟の南側に自動二輪車駐輪場を確保すると聞いている。

関戸委員 駐車場棟があった土地は、以前は何に使われていたのか。

事務局 平面の屋外駐車場であった。

関戸委員 騒音予測において、車両が10km/h 走行した場合でも基準値を超過している。騒音対策を施し影響を受ける住民の方からの了解を得ているということだったが、それでは何のための予測・評価なのかということにもなってしまうと思うが、いかがか。

事務局 大規模小売店舗立地法の騒音評価については、基準値を超えたから不適切であるという考え方ではない。基準値を数値的に満たすことが1番ではあるが、評価結果に対して設置者がどんな対策・対応を取っているかという点に重きを置いている。

金谷会長 騒音予測地点fについて、住居側にフェンスを設置しているが目隠し効果が主であり遮音効果は薄いと聞いた。もし、住民から遮音フェンス設置の要望があれば遮音フェンスを設置するなど柔軟に対応されるという理解でよいか。

事務局 はい。

高橋委員 届出時点では想定されなかったと思うが、店舗営業において、新型コロナウイルス感染症対策は図られるのか。

事務局 設置者において対策は検討されていると思うが、どのような対策を取られるかは確認していない。

嶋本委員 「公共交通機関の利用促進」という話があったが、具体的にどんな計画かは把握しているか。

事務局	具体的な計画は把握していない。
嶋本委員	設置者は交通事業者であるため様々な計画が想定できる。具体的には、公共交通利用者クーポン券を配布する、交通系ＩＣカードによる値引きするなど色々な対策があると思う。渋滞対策だけでなく中心市街地の回遊性向上に繋がる取組となるため、この審議会の範疇ではないと思うが、是非積極的に検討いただきたい。
事務局	中心市街地を巻き込んだ大規模な開発であり、委員からご指摘があった内容は有効な対策であると考えている。設置者に伝えさせていただく。
小島委員	駐車場の満空情報をＨＰに掲載するということであったが、身障者専用駐車場の満空情報もあると利用者が立ち往生することがなくなると思う。
事務局	設置者に伝えさせていただく。
小島委員	緑化面積は、条例の基準を満たしているということでしょうか。
事務局	(緑化面積について図面により説明)。条例の基準を満たしている。
関戸委員	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、住民説明会に多数の参加者が来ることを見込んで一同に介した住民説明会は開催せず、代替措置を取り周知した結果、意見した住民は少数であったという説明だったが、実際意見を聴こうとしたときに手を挙げさせる方式をとれば意見は少なくなると思う。それはどうなのか。
事務局	住民説明会を開催すればもっと多くの住民からの意見が出たのではないかとすることはあるが、大規模小売店舗立地法の規定では、不測の事態が生じたとき等には住民説明会を実施せず代替措置を取ることで手続を完了させることが認められている。今回、事務局としては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し住民説明会を実施せず代替措置を取った上で、設置者に任意の説明会の開催を求めたり、設置者においては住民への個別対応していただいております、現時点ででき得る対応は取っていると考えている。
嶋本委員	住民説明会を開催する場合の周知方法・対象者と代替措置として届出内容を周知する場合の周知方法・対象者は同じか。
事務局	同じ周知方法が規定されている。
金谷会長	他に何か意見、質問等はないか。
	意見がないようなので、審議会の意見(案)を事務局でまとめてほしい。
事務局	「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。
金谷会長	それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。
	(異議なし。)
	それでは、そのように知事に答申することとする。 ありがとうございました。

6 閉会